

(1) 安全統括管理者の選任

選任日：2024年6月16日 取締役安全運行統括部長

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条5項の規定に関する条件を満たしております。

(2) 事業者情報

●一般貸切旅客自動車運送事業について

許可年度	2002年度
許可条件	一般貸切旅客自動車運送事業
営業区分	静岡県全域
営業所一覧 (8営業所)	西久保営業所・鳥坂営業所・唐瀬営業所・小鹿営業所・丸子営業所 岡部営業所・相良営業所・浜岡営業所
休憩・仮眠所	同上
加盟団体	一般社団法人静岡県バス協会
セミナー受講	有り
届出運賃	公示運賃
安全管理規程	国土交通省へ届出済

●貸切バス保有台数

大型	16台
中型	9台
計	25台

※西久保営業所（静岡市清水区）～浜岡営業所（御前崎市）の
8営業所に貸切バスを配置しております。

●貸切バス初任運転者教育

国土交通省が定める「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の内容に基づき実施しております。
実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転士が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により指導しております。

安全運転の実技教習（2024年度 11名）

実技指導日程								実施ルート	車種区分	指導内容
①	日付	2024年12月3日	2024年12月8日	2024年12月10日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	7時間55分	6時間27分	7時間16分						
②	日付	2024年12月9日	2024年12月12日	2024年12月15日	2024年1月11日			高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	7時間23分	6時間45分	7時間38分	6時間26分					
③	日付	2024年12月4日	2024年12月11日	2024年12月22日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	6時間59分	7時間07分	7時間33分						
④	日付	2025年2月3日	2025年2月5日	2025年2月11日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	6時間44分	7時間09分	7時間49分						
⑤	日付	2024年9月22日	2024年10月9日	2024年10月11日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	8時間07分	7時間07分	8時間42分						
⑥	日付	2024年9月22日	2024年10月9日	2024年10月11日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	7時間40分	7時間30分	9時間26分						
⑦	日付	2024年4月29日	2024年9月16日	2024年10月14日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	6時間35分	9時間39分	9時間10分						
⑧	日付	2024年11月2日	2024年11月4日	2024年11月16日				高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	10時間07分	8時間43分	3時間10分						
⑨	日付	2023年8月11日	2024年1月11日	2024年1月12日	2024年5月30日	2024年8月16日	2024年8月22日	高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	4時間34分	0時間50分	1時間49分	2時間58分	5時間32分	3時間55分			
⑩	日付	2023年8月1日	2023年8月15日	2024年1月11日	2024年1月12日	2024年3月11日	2024年3月22日	高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	3時間14分	3時間58分	1時間44分	4時間17分	2時間26分	2時間36分			
⑪	日付	2024年5月28日	2024年6月1日	2024年8月6日	2024年8月11日	2024年8月15日	2024年8月16日	高速道路・坂道・隘路・市街地等	大型	基本操作・車両感覚 危険予測
	時間	1時間14分	3時間24分	1時間40分	4時間10分	4時間18分	6時間19分			

※添乗者は貸切バス教官情報記載の教官が実施

●貸切バス指導員情報及び指導歴

指導員A	運転歴	17年	指導歴	3年
指導員B	運転歴	24年	指導歴	12年
指導員C	運転歴	18年	指導歴	4年
指導員D	運転歴	24年	指導歴	12年
指導員E	運転歴	24年	指導歴	1年
指導員F	運転歴	21年	指導歴	1年
指導員G	運転歴	17年	指導歴	1年

●実施ルート例

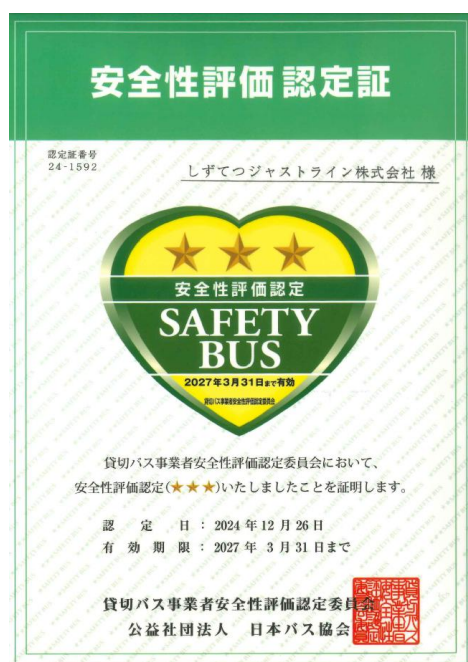
1コース(静岡・新宿コース)

時間	行程概要	指導実施項目	一般的指導項目
6：40～7：00	出勤 / 日常点検 / 始業点呼		2
7：00～14：10	■運転 安研C～清水IC～沼津IC～箱根山頂P～小田原～大磯PA～厚木IC～海老名SA～川崎IC～新宿～都庁～港北JCT～海老名SA	●高速走行(高速道路) ①ハンドルの揺れ ②等速走行 ③進路変更 ④PAへの進入(減速操作) ⑤駐車場所の選択 ⑥PAからの加速(本線合流確認) ●自動車道走行(市街地) ①ハンドルの揺れ ②等速走行 ③進路変更 ●山間路走行(坂道、隘路) ①重大事故撲滅5項目実施 ②滑らかな坂道発車 ③勾配にあったギヤ選択(シフトダウン) ④内輪、OHに配慮した運転 ⑤死角意識 ⑥補助ブレーキの適切な使用 ⑦カーブ走行 ⑧コーナー先の確認	1、3、5、6、7、9、11
14：10～15：10	休憩		
15：10～17：25	■運転 海老名SA～足柄SA～清水IC～安研C	●高速走行(高速道路) ①ハンドルの揺れ ②等速走行 ③進路変更 ④PAへの進入(減速操作) ⑤駐車場所の選択 ⑥PAからの加速(本線合流確認) ●自動車道走行(市街地) ①ハンドルの揺れ ②等速走行 ③進路変更 ●山間路走行(坂道、隘路) ①重大事故撲滅5項目実施 ②滑らかな坂道発車 ③勾配にあったギヤ選択(シフトダウン) ④内輪、OHに配慮した運転 ⑤死角意識 ⑥補助ブレーキの適切な使用 ⑦カーブ走行 ⑧コーナー先の確認	1、3、5、6、7、9、11
17：25～17：40	終業点検 / ドライブレコーダー記録教習 / 終業点呼	★ドラレコ指導 ●一般道走行 ①運転操作 ②車間距離 ③法令遵守	12、13

●一般的な指導項目

【一般的な指導項目】※実施計画(年間、月間など)に基づき、ドライブレコーダーを使用して毎年実施する。3年間保存 ☐① 事業用自動車を運転する場合の(プロドライバーとしての)心構え(社会的使命)を理解させる ☐② 運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項(運行指示告の遵守を含む)を理解させる ☐③ 事業用自動車の構造上の特性を理解させる ☐④ 乗車中(運行中)の旅客の安全を確保(シートベルトの着用等)するために留意すべき事項 ☐⑤ 旅客が乗降するときの安全確保のために留意すべき事項を理解させる ☐⑥ 主として運行する経路、道路及び交通状況を把握させ留意すべき事項を指導 ☐⑦ 危険の予測及び回避及び緊急時における対応方法(車両を用いた急ブレーキの操作方法を含む) ☐⑧ 適性診断の結果に基づき運転者の運転適性に応じた安全運転の指導 ☐⑨ 交通事故に間わる運転者の生理的(睡眠不足等)、心理的要因とこれらへの対処方法、改善基準等の指導 ☐⑩ 健康管理の重要性を理解させる ☐⑪ ASV車両の適切な運転方法を理解させる ☐⑫ ヒヤリハット体験の報告や運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う ☐⑬ ⑫のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験を社内で共有する
--

●貸切バス事業者安全性評価認定制度



公益社団法人日本バス協会より、安全に対する取り組みが優良な貸切バス事業者として「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の最高ランク「三ツ星」認定を継続取得しております。

安全管理規程

2006(平成18)年10月1 日制定
2009(平成21)年9 月16日改定
2014(平成26)年5 月1 日改定
2015(平成27)年5 月16日改定
2016(平成28)年6 月1 日改定
2019(平成31)年4 月1 日改定
2019(令和1)年12月16日改定

第1章：総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章：輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

3. 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 1. 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 2 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- 3 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2. 道路運送法第35条に規定する管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となつて輸送の安全性の向上に努めること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

1. 会社全体の年間目標
2. 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章：輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

（社長等の責務）

- 第7条
1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
 2. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
 3. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 4. 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常を確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

- 第8条
1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。
 - 1.安全統括管理者
 - 2.運行管理者
 - 3.整備管理者
 - 4.その他必要な責任者
 2. 運行企画部長「バス事業の営業および管理担当」、安全運行統括部長「運行における管理、教育および車両整備担当」、総務部長「広報、財務を担当」、人事部長「採用および労務管理を担当」（以下「担当部長」という）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 3. 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 4. 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

（安全統括管理者の選任および解任）

- 第9条
1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。
 2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責任と権限）

- 第10条
- 安全統括管理者は、次に掲げる責任と権限を有する。
1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 2. 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
 3. 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
 4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役に報告すること。
 6. 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 8. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 9. 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
 10. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章：輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

- 第11条
- 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（安全に関する情報の共有および伝達）

- 第12条
- 社長はじめ取締役と営業所や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、社則（総括編）総務17条非常事故災害措置規程とする。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 1. 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務の改善)

- 第16条 1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
1. 輸送の安全に関する基本的な方針
 2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 3. 自動車報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数および類型別の事故件数）
 4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 5. 輸送の安全に関する重点施策
 6. 輸送の安全に関する計画
 7. 輸送の安全に関する予算等の実績額
 8. 事故、災害等に関する報告連絡体制
 9. 安全統括管理者、安全管理規程
 10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画
 11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

- 第18条 1. 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。
2. 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たった会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

第5章：事業の管理の受委託に関する取扱い

(適用する運行管理規定)

- 第19条 事業の管理の受委託に係る運行管理に関しては、受託者の定める運行管理規定による。

(運行管理者に対する届出)

- 第20条 管理の受委託に係る統括運行管理者及び運行管理者の選任・変更・解任が生じた場合は、受託者から委託者へ速やかに報告するものとし、委託者が届け出るものとする。

(事故に対する報告等)

- 第21条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合には、受託者から委託者へ速やかに連絡、報告を行い、委託者は受託者より速やかに報告を受け、所轄運輸支局へ報告等の必要な措置を講ずるものとする。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、お待ちしております。

【ご連絡先】安全運行統括部 運行保安課

<https://www.justline.co.jp>